

# 新ごみ処理施設の建設候補地募集



阿波市、板野町、上板町、吉野川市の各家庭から出される可燃ごみは、現在、中央広域環境施設組合で広域処理を行っており、その処理施設である中央広域環境センターの稼働期間は令和7年7月までとなっております(吉野川市は令和7年7月末で当組合を脱退します)。

令和7年8月から「燃料化方式」による新ごみ処理施設を稼働させるためには、施設を建設するための候補地を選定することが急務です。そのためには、阿波市、板野町、上板町の住民の皆さまの意見を真摯にお聞きしながら慎重に取り組んでいくことはもちろんのこと、候補地近隣の皆さまのご理解とご協力が必要であることから、阿波市の阿波町、市場町を対象に含め、改めて新ごみ処理施設建設候補地の公募を行うことといたしました。

廃棄物処理は、住民生活に欠かすことのできない業務です。ぜひ多くの住民の皆さまに関心を持っていただき、効率的で持続可能な廃棄物行政の推進にご指導、ご協力をお願いいたします。

## 施設の概要

- ・処理方式 燃料化方式(好気性発酵乾燥方式)
- ・処理能力 70t/日
- ・処理対象物 可燃ごみ・粗大ごみの一部
- ・ごみ搬入台数 平均42台/日(往復84台/日)

## 応募資格

応募地が存在する自治会または応募地の土地所有者(個人・法人を含む)  
※応募地が複数の自治会にまたがる場合や、土地所有者が複数の場合は連名での応募としてください。

## 応募条件

- 応募しようとする用地は、次のいずれの条件にも適合していることを条件とします。
- ①所在地が阿波市阿波町内、市場町内、板野郡板野町内、上板町内。
  - ②地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。
  - ③周辺住民の皆さまにおおむね了承が得られる見込みがあること。
  - ④施設整備に必要な面積、形状が確保できていること。
- ・面積がおおむね2万㎡以上とし、施設配置(1000×1300m)

- ⑤ライフラインの確保ができること。
  - ・上水道、排水路、電力などが応募地内もしくは近くまで整備されていること。
  - ⑥進入路が確保できること。
  - ・大型車両が対面方向で同時に通行可能な道路に接続できている、もしくは整備可能であること。
  - ⑦暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、また平成30年8月2日以降に暴力団員などから所有権が移転した土地でないこと。
- ※応募条件に適合している応募地であっても、現に居住されている住宅が含まれている場合やハザードマップなどにより0.5m以上の浸水被害が予想される場合、その他法規制などにより候補地とすることができない場合もあります。

## 応募方法

所定の応募申請書などに必要事項を記入の上、応募者本人が阿波市環境衛生課、または中央広域環境施設組合施設整備課まで持参してください。

## その他

- ①新ごみ処理施設の建設地になった周辺地区では、周辺対策事業を実施します。
- ②候補地検討にあたり、先進地事例への見学を希望される場合や、説明会などのご希望がありましたら、お気軽にご相談、お問い合わせください。

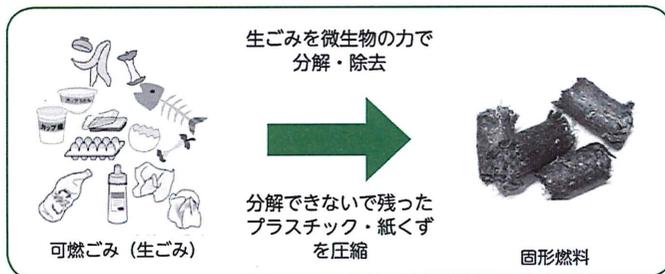
## お問い合わせ先

- 中央広域環境施設組合 施設整備課  
☎089(661)6031
- 阿波市 環境衛生課  
☎089(36)8711

## 中央広域環境施設組合からお知らせ

中央広域環境施設組合では、次期ごみ処理施設の処理方式に、「燃料化方式」を採用します。

## ごみの燃料化方式(概要)



- 利点: ごみを燃やさないでCO<sub>2</sub>の排出が少なく、ダイオキシン類が発生しません。
- 固形燃料用途: 石炭の代替燃料になります。
- 令和7年8月稼働を目指します。

## コンポスト容器無料配布のお知らせ

コンポスト容器とは生ごみを堆肥に変えるために使用する容器のことです。

阿波市の生ごみ廃棄量を削減するため、コンポスト容器を1世帯1個無料で配布させていただきます。

配布数量に限りがありますので、あらかじめ申請をしていただき、申請件数が予定配布数を超えた場合、抽選をさせていただきます。配布対象者を決定させていただきます。

配布対象者には、12月上旬頃に通知で、コンポスト配布場所・配布日時をご連絡させていただきます。

- 申請受付期間 11月2日(月)～11月20日(金)
- 申請書配布場所 阿波市役所環境衛生課、各支所地域課窓口で配布。阿波市HPで様式を公開しています。
- ※申請書には印鑑を押印していただきます。
- 申請書提出場所 阿波市役所環境衛生課、各支所地域課
- コンポスト仕様 コンポスト容量150L
- 対象者
  - ・阿波市内で住所を有している方(1世帯に1個)
  - ・コンポストを設置して利用していただける方
  - ・昨年度にコンポスト容器的配布を受けていない世帯
- コンポスト配布方法
  - ・阿波市の指定する配布場所に取りに来ていただき、持って帰っていただくことを原則として、配布いたします。また、取りに来ることが困難な方は、ご相談ください。

## お問い合わせ先

- 環境衛生課 ☎089(36)8711

## 新ごみ処理施設の建設候補地募集

平成30年12月から翌年3月末まで公募していました、新ごみ処理施設の建設候補地ですが、最優先候補地が除外となったため、改めて新ごみ処理施設建設候補地の公募を行うことといたしました。

廃棄物処理は、住民生活に欠かすことのできない業務でありますので、多くの住民の皆様に関心を持っていただき、効率的で持続可能な廃棄物行政の推進に御指導、御協力をお願いいたします。

### ◎施設の概要

処理方式：燃料化方式（好気性発酵乾燥方式） 処理能力：70t/日  
 処理対象物：可燃ごみ、および粗大ごみの一部 ごみ搬入台数：平均42台/日（往復84台/日）

### ●応募資格

応募地が存在する自治会または応募地の土地所有者（個人・法人を含む）  
 ※応募地が複数の自治会にまたがる場合や、土地所有者が複数の場合は連名での応募としてください。

### ●応募条件

応募しようとする用地は、次のいずれの条件にも適合していることを条件とします。

- ①所在地が阿波市阿波町内、市場町内、板野郡板野町内、上板町内であること。
- ②地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。
- ③周辺住民の皆様にご概ね了承が得られる見込みがあること。
- ④施設整備に必要な面積、形状が確保できていること。
  - ・面積が概ね20,000㎡以上とし、施設配置（100m×130m程度）が可能であること。
- ⑤ライフラインの確保ができること。
  - ・上水道、排水路、電力等が応募地内もしくは近くまで整備されていること。
- ⑥進入路が確保できること。
  - ・大型車両が対面方向で同時に通行可能な道路に接続できている、もしくは整備可能であること。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、また平成30年8月2日以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。  
 ※応募条件に適合している応募地であっても、現に居住されている住宅が含まれている場合やハザードマップ等により0.5m以上の浸水被害が予想される場合、その他法規制などにより候補地とすることができない場合もあります。

### ●応募方法

所定の応募申請書等に必要事項を記入の上、応募者本人が板野町環境生活課、または中央広域環境施設組合施設整備課まで持参してください。

※応募申請書は、板野町環境生活課、または中央広域環境施設組合施設整備課に用意してあります。また、板野町ホームページ、中央広域環境施設組合ホームページからも入手することができます。

※応募に必要な添付書類は申請書に記載してあります。

### ●応募期間

令和2年11月2日（月）～令和3年1月29日（金）まで  
 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日、年末年始の休日を除く）

### ◎その他

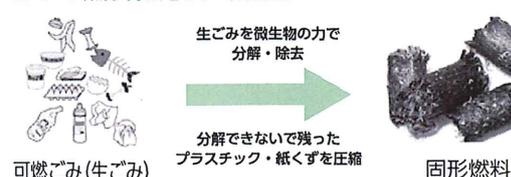
- ①新ごみ処理施設の建設地になった周辺地区では、周辺対策事業を実施します。
- ②候補地検討にあたり、先進地事例への見学を希望される場合や、説明会などのご希望がありましたら、お気軽にご相談、お問い合わせください。

お問い合わせ 中央広域環境施設組合 施設整備課 ☎661-6031 役場環境生活課 ☎672-5987

## 中央広域環境施設組合からお知らせ

中央広域環境施設組合では、次期ごみ処理施設の処理方式について、「燃料化方式」を採用します。

### ごみの燃料化方式（概要）



- 利点：ごみを燃やさないのでCO<sup>2</sup>の排出が少なく、ダイオキシン類が発生しません。
- 固形燃料用途：石炭の代替燃料になります。
- 令和7年8月稼働を目指します

### お問い合わせ

中央広域環境施設組合 施設整備局 施設整備課  
 ☎661-6031

# 新ごみ処理施設の建設候補地募集

阿波市、板野町、上板町、吉野川市の各家庭から出される可燃ごみについては、現在、中央広域環境施設組合で広域処理を行っており、その処理施設である中央広域環境センターの稼働期間は令和7年7月までとなっています。(吉野川市は令和7年7月末で当組合を脱退します。)

令和7年8月から『燃料化方式』による新ごみ処理施設を稼働させるためには、施設を建設するための候補地を選定することが急務であります。そのためには、阿波市、板野町、上板町の住民の皆様の御意見を真摯にお聞きしながら慎重に取り組んでいくことはもちろんのこと、候補地近隣の皆様の御理解と御協力がなにより必要であることから、阿波市の阿波町、市場町を対象に含め、改めて新ごみ処理施設建設候補地の公募を行うことといたしました。

廃棄物処理は、住民生活に欠かすことのできない業務でありますので、多くの住民の皆様に関心を持っていただき、効率的で持続可能な廃棄物行政の推進に御指導、御協力をお願いいたします。

## 施設の概要

処理方式：燃料化方式（好気性発酵乾燥方式）

処理能力：70t/日

処理対象物：可燃ごみ、および粗大ごみの一部

ごみ搬入台数：平均42台/日（往復84台/日）

### ●応募資格

応募地が存在する自治会または応募地の土地所有者（個人・法人を含む）

※応募地が複数の自治会にまたがる場合や、土地所有者が複数の場合は連名での応募としてください。

### ●応募条件

応募しようとする用地は、次のいずれの条件にも適合していることを条件とします。

①所在地が阿波市阿波町内、市場町内、板野郡板野町内、上板町内であること。

②地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。

③周辺住民の皆様が概ね了承が得られる見込みがあること。

④施設整備に必要な面積、形状が確保できていること。

・面積が概ね二〇、〇〇〇㎡以上とし、施設配置（100m×130m程度）が可能であること。

⑤ライフラインの確保ができること。

・上水道、排水路、電力等が応募地内もしくは近くまで整備されていること。

⑥進入路が確保できること。

・大型車両が対面方向で同時に通行可能な道路に接続できている、もしくは整備可能であること。

⑦暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成30年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、また平成30年8月2日以降に暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。

※応募条件に適合している応募地であっても、現に居住されている住宅が含まれている場合やハザードマップ等により0.5m以上の浸水被害が予想される場合、その他法規制などにより候補地とすることができない場合もあります。

### ●応募方法

所定の応募申請書等に必要事項を記入の上、応募者本人が上板町役場 環境保全課、または中央広域環境施設組合 施設整備課まで持参してください。

※応募申請書は、上板町役場 環境保全課及び中央広域環境施設組合 施設整備課に用意してあります。また、上板町ホームページ、中央広域環境施設組合ホームページからも入手することができます。

※応募に必要な添付書類は申請書に記載してあります。

### ●応募期間

令和2年11月2日(月)～令和3年1月29日(金)まで  
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日、年末年始の休日を除く）

## その他

①新ごみ処理施設の建設地になった周辺地区では、周辺対策事業を実施します。

②候補地検討にあたり、先進地事例への見学を希望される場合や、説明会などの御希望がありましたら、お気軽にご相談、お問い合わせください。